

平成22年度税制改正要望項目一覧（地方税）

【厚生労働省】

- E 1 子ども手当に係る非課税及び差押禁止措置の創設
〔個人住民税、（徴収規定）〕

- E 2 「求職者支援制度」に係る非課税及び差押禁止措置の創設 〔個人住民税、（徴収規定）〕

- 3 独立行政法人地域医療機能推進機構の設立に伴う社会保険病院等に必要非課税措置の創設等
 - B (1) 法人住民税、不動産取得税、固定資産税等
 - A (2) 法人事業税、住民税（利子割）

- 4 たばこ対策としてのたばこ税の税率の引上げ
〔地方たばこ税〕

- D 5 老人福祉施設等に係る非課税措置の創設
〔固定資産税、都市計画税、不動産取得税〕

- 6 国民健康保険制度見直しに伴う所要の措置〔国民健康保険税〕
 - A ①課税限度額の引き上げ
 - E ②減額基準割合の緩和
 - E ③非自発的失業者の税負担の軽減

注) ※は複数の府省庁による共管項目である。

- E 7 ※試験研究等を目的とする独立行政法人への寄附金に係る指定寄附金制度の創設
〔法人住民税、事業税〕

- 8 独立行政法人の見直しに伴う非課税措置の創設
〔法人住民税、事業税、不動産取得税、固定資産税等〕
- E ① (独) 国立健康・栄養研究所と(独) 医薬基盤研究所の統合
- E ② (独) 労働安全衛生総合研究所と(独) 労働者健康福祉機構の統合
- E ③ (独) 雇用・能力開発機構の廃止に伴う業務の移管
- E ④ (独) 国立病院機構の役職員の非公務員化

- A 9 ※確定拠出年金制度の見直しに伴う税制上の措置の創設等
〔個人住民税、法人住民税、事業税〕

- 10 ※特定外国子会社等に係る所得の課税の特例（タックスヘイブン税制）
〔法人住民税、事業税〕

- 11 ※国外関連者との取引に係る課税の特例（移転価格税制）
〔法人住民税、事業税〕

- E 12 児童扶養手当に係る非課税及び差押禁止措置の拡充
〔個人住民税、（徴収規定）〕

- E 13 雇用保険法の改正に伴う税制上の所要の措置
〔個人住民税、（徴収規定）〕

- 14 肝機能障害を身体障害に含めることに伴う税制優遇措置の拡充
- A (1) 不動産取得税、固定資産税、事業所税、（徴収規定）
- B (2) 個人住民税、法人住民税、事業税

注) ※は複数の府省庁による共管項目である。

- 15 障害者雇用促進法の改正に伴う障害者を雇用する事業所等に係る
税制上の特例措置の拡充
- A (1) 固定資産税、不動産取得税、事業所税
B (2) 法人住民税、事業税
- A 16 同居の親族のみを雇用する事業における中小企業退職金共済制度
への加入 [個人住民税、法人住民税、事業税]
- D 17 ※高齢者向け優良賃貸住宅建設促進税制の延長及び拡充
[固定資産税]
- D 18 ※病院等が取得した地震防災対策用資産に係る特例措置の延長及
び拡充 [固定資産税]
- D 19 ※情報基盤強化税制の適用期限の延長及び拡充
[法人住民税]
- C 20 周産期医療の連携体制を担う医療機関が取得する分娩施設に係る
特例措置の延長 [不動産取得税]
- C 21 ※中小企業投資促進税制の適用期限の延長
[法人住民税、事業税]
- C 22 ※中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例
措置の延長 [法人住民税、事業税]

- D 23 と畜場における設備に係る課税標準の特例措置の延長
〔固定資産税〕

- C 24 ※住宅に係るバリアフリー改修促進税制の延長
〔固定資産税〕

- C 25 ※新築住宅に対する固定資産税の減額措置に係る適用期限の延長
〔固定資産税〕

- D 26 ※公害防止用設備に係る課税標準の特例措置の延長
〔固定資産税〕

- C 27 社会保険診療報酬に係る非課税措置の存続 〔事業税〕

- C 28 医療法人の社会保険診療以外部分に係る軽減措置の存続
〔事業税〕

- C 29 パラリンピックメダリストに対する金品の非課税措置
〔個人住民税〕

注) ※は複数の府省庁による共管項目である。

既存非課税等特別措置の見直し項目一覧（地方税）

【厚生労働省】

- Y 1 ※勤労者が使用者等から住宅資金の貸付け等を受けた場合の経済的
利益等に関する課税特例措置の適用期限の延長
〔個人住民税〕

- Y 2 ※情報基盤強化税制 〔法人住民税〕